【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】平成25年12月26日【会社名】株式会社フォーバル

【英訳名】 FORVAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 將典

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号

【電話番号】03 (3498) 1541 (代表)【事務連絡者氏名】取締役 加藤 康二

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区佐賀一丁目1番3号

【電話番号】 03 (6826) 8881

 【事務連絡者氏名】
 取締役 加藤 康二

 【縦覧に供する場所】
 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年12月10日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

平成23年3月期第3四半期に、当社子会社である株式会社フォーバルテレコムの子会社株式会社トライ・エックスは、その子会社であり債務超過が続いていたタクトシステム株式会社の株式を、株式会社フォーバルテレコムへ全株式231株、1株当たり1円、譲渡価額総額231円で譲渡しました。一方、タクトシステム株式会社の連結上ののれんは当時266百万円あり、検討した結果その連結上の評価は変更する必要がないと判断し、会計監査人にも伝え、その後も償却を続けておりました。

これについて、会計監査人において過年度の会計処理を見直す機会があり、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(会計制度委員会報告第7号)第32項(子会社株式の減損処理により減損処理後の株式の簿価が連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却残高(借方)との合計額を下回った場合に、子会社株式の減損処理後の簿価と連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却残高(借方)との合計額との差額のうち、のれん未償却残高(借方)に達するまでの金額についてのれん純借方残高から控除し、連結損益計算書にのれん償却額として計上することを求めるものです)にならって、個別取引での株式譲渡価額に基づいて連結上ののれんの評価を変更することが望ましく、平成23年3月期第3四半期におけるのれんの評価を訂正すべきであるとの報告を、平成25年11月30日に受けました。

その内容を株式会社フォーバルテレコムおよび当社において慎重に検討した結果、取引発生年度に遡ってのれんの評価を82百万円に修正し、特別損失としてのれん償却額183百万円を計上することとしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成23年3月期第3四半期において、特別損失としてのれん償却額を183百万円を計上いたします。

以 上